

17世紀における城下町空間の変容と地子町急増

—寛文7年金沢図・延宝金沢図の比較から—

木 越 隆 三

はじめに

一昨年より「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」（以下では「寛文7年図」「寛文図」および「延宝図」と略記）という2つの巨大城下町絵図の解読を進めてきたが、2010年夏ようやく両絵図の解読を終え、両絵図に記載された膨大な文字情報を詳細に比較できるようになった⁽¹⁾。本論は、この両絵図解読データをもとに、前号掲載の「『寛文七年金沢図』の藩士配置と都市計画」（以下では「前号木越論文」と略記）での考察結果をさらに発展させたい。とくに寛文7年図に加え、その6年後の景観を描く延宝図の解読データを得て、両絵図間の変化を6つの分類指標で把握したので⁽²⁾、この6年間に城下町金沢はどのような変容を起こしたか、この点に焦点を絞り考察を進めたい。

考察対象となる時期は、寛文7年から延宝元年（寛文13年）、つまり17世紀中葉（1667～73）の7年間であるが、そこで確認された変容は、17世紀における城下町建設のあり方、当初の都市計画からの変容およびその再編・修正などの解明にあたり、多くの手がかりを与えてくれる。もっと具体的にいうと、寛文～元禄期の城下町金沢について、これまで完成された城下町空間、相對請地等による城下町空間の拡大期という面から特徴を指摘してきたが⁽³⁾、完成された都市空間の中でも変容がおきており、城下縁辺部への外延的拡大にとどまらず、城下町内部での土地細分化、地子町・組地の急増といったかたちでも進んでいた。こうした事実をもとに17世紀前半、2代藩主前田利長・3代利常の構想した都市計画は、どのような達成をもたらし、17世紀後半、5代綱紀の時代、どのような都市問題に直面したか、空間構造の面から検証してみたい。

城下町縁辺部において、御用地や相對請地という形で足輕組地や武家地・町人地が拡張したことは、従来から指摘されてきたが⁽⁴⁾、その拡大の様相を今回の両絵図解読データから、きわめて具体的かつ空間的に知ることができた。そこで最初に、この城下町の外延的拡大の様相を具体的に見るなかで百姓地と相對請地の関係を整理するとともに、外延的拡大の主要因となった、二つの与力町（小立野与力町と石坂与力町）設置の意義に関し所見を述べたい。

次に城下町内部で起きた変化として土地細分化と地種変化について考察するが、なかでも地子地における土地細分化（分筆）と地種変化の動向に注目したい。前号木越論文で、地子地は城下町に「変化や発展を与える起爆地」であり、「百姓地（相對請地）とともに城下町に新たなうねり」を与えると指摘したが、この点を地子地から多くの地子町が生まれたこと、また地子地が細分化され武家地や町地などに転用されるにもかかわらず、新たな地子地の創設もみられ、全体として地子地筆数が維持されている点に注意し、その意味を考えたい。またこの時期、組地が大きく増えたが、併せて組地の配置替え・再編があったことが想定できる。与力町新設の様相からも組地設置の計画性が読み取れるので、十分ではないが、組地再編の方向性についても若干は言及したい。

1 「延宝図」からみた城下町の外延的拡大

寛文7年図に描かれた城下町全体を、惣構内部（A-J区）とその外部（K-S区）に大きく分けて俯瞰すると、藩士配置や町地配置に明確な違いがあったことがわかり、二重の惣構が城下町金沢の都市計画において重要な区画ラインであったと前号木越論文で指摘した（A～S区の地域区分は本論末尾に付した折り込み図に示す）。とくに惣構内部は圧倒的に上士層の集中度が高く、百姓地・下屋敷が置かれず寺社・地子町・輕輩組地が僅少であったことは、惣構内部が藩主の近侍者および本町町人の居住空間であったことを意味し、城周辺にふさわしい空間として計画されたことがわかる。今回の両絵図

比較の結果、惣構外部に比べ内部での変化が著しく小さいことが読み取れたが、そこにも惣構内部の特徴、拝領地としての優越性を認めることができる。つまり、惣構内部は藩主から与えられた城近くの恵まれた拝領地であり、受け取った側もこれらを比較的安定して保持したと理解できるのである。

これに対し両絵図の間で生じた変化の大半は、惣構の外部（K-S区）で起きており、変化の質も大きかった。この点を、両絵図比較の5つの変化指標ごとに比較結果を集計した〔表1〕をもとに、変化の概要をみておきたい。延宝図A-J区718件のデータのなかで、地種変化(指標3)があったのは58件、約8%にとどまり、新利用地(指標5)は皆無であった。これにたいし惣構外部（K-S区）の地種変化は658件、約20%でおきており、A-J区の2倍以上の比率を示す。惣構外部には内部になかった新利用地が200件（6%）あり、さらに変化が著しい。別姓異動などを含む「軽微な変化」（指標2）も含め両絵図間に変化がおきた割合（指標2・3・5の合計件数の比率）は、惣構内部で13%、外部で31%であった。こうしたデータから惣構外部での変化の大きさは明瞭である。

別姓に変化した人名件数(指標2の武家拝領地分のみ)のみでみると、A-J区は29件（6%）、K-S区で105件（8%）であり、比率でみると大きな変化がなく、武家拝領地での別姓異動の発生率は惣構の内部と外部では同レベルであった。惣構内部の藩士といえども入れ替わりの頻度はそれなりにあった。「1：同姓間での変化(代替り)など」や「2：軽微な変化」は、土地利用そのものの変化ではなく、武家地に住む固有名詞に変化がおきたことなど、当然起こるべき変化であった。これと「0：変化なし」と合わせると、A-J区では92%、K-S区で75%であり、ここからも、A-J区での変化の少なさ(安定性)が見て取れる。このように概して変化のない惣構内部であるだけに、武家地における別姓異動の変化比率が、惣構内部で外部と同程度であったことは注目される。

さらに分筆・細分化されたケース(資料紹介:表ⅡのB)や敷地割そのものが大きく改変された特区(資料紹介:表ⅡのT)を比べても、やはり惣構外部での変化が大きく同様の結果となる。「特区」を惣構の内部と外部で比べると、惣構内部の特区は1ヵ所だけなのに惣構外部では13ヵ所もあり、面積の大きな特区を数ヵ所含んでいた。また分筆のあった地番数は、寛文図の惣構内部ではわずか12地番(延宝図で26地番)であったが、外部では140地番(延宝図で429地番)にのぼり、その差は10倍以上と桁違いである。惣構外部では、このように土地利用の細分化がとくに顕著であった。しかし、分筆によ

〔表1〕 延宝図地種別の変化概要

地種分類		合計			0：変化なし		1：同姓間での変化など		2：軽微な変化		3：地種変化		5：新利用地	
分類記号	延宝図の地種	合計	A-J区	K-S区	A-J	K-S	A-J	K-S	A-J	K-S	A-J	K-S	A-J	K-S
0	用途未定	107	18	89	2	16	7	16			9	40		17
10	藩用地	62	28	34	9	24	1		4		14	5		5
20-45	武家拝領地	1763	503	1260	377	772	89	182	29	105	8	162		39
55	大工・職人等	43	5	38	5	17		8		6		7		
50	輕輩組地	570	3	567	1	252		34	1	74	1	146		61
60	寺社地	151	3	148	3	128				3		13		4
65	寺社門前地	32	10	22	10	17						3		2
70	☆地子地	619	45	574	29	438			2		14	102		34
75	藩士請地	44	18	26	10	11	4	3			4	12		
80	本町(町屋)	205	79	126	75	119					4	7		
85	地子町(町屋)	173	4	169	2	55					2	114		
90	百姓地	112	0	112	0	58						20		34
100	下屋敷地	206	2	204	0	173					2	27		4
	合計	4087	718	3369	523	2080	101	243	36	188	58	658		200

・A-Jは惣構内部、K-Sは惣構外部。

る変化は総面積に変化はなく、利用単位が小さくなったことが注意すべき点である。なお参考までに合筆地番を比べると、惣構内部では10地番（延宝図で5地番に減）でおきたが、外部では74地番（延宝図で31地番に減）でおきた。合筆による利用単位の拡大も両絵図でおきていたが、細分化の動きのほうが優勢であった。

両絵図間におきた変化を惣構の内と外で比べてみた結果、圧倒的に外部での変化が大きいことがわかった。とくに新利用地（指標5）は外部でのみ起き、地種変化も総数の92%は外部でおき、土地細分化も惣構内部では少なく、惣構外部のほうが圧倒的な発生件数を示す。したがってこの6年間の城下町変化を、量・質両面で代表するのは、まずは新利用地の増加つまり城下町の外延的拡大であり、もう1つは寛文図に描かれた既設利用地の細分化と地種変更という内実における変質であった。寛文期の城下町金沢では外延的拡大と内部的変質という両面の変化が同時に進行していたことが明らかとなったが、いずれの変化も惣構外部で顕著であった。

つぎに延宝図のK-S区で確認された新利用地200件の内訳をみたい。6年間で城下町のどういう地種が外延的に拡大したかを確認するためである。200件の地種別内訳は〔表1〕からわかり、K～Sの各区ごとの内訳は〔表2〕でわかる。組地が61件と最も多く、次いで与力屋敷の39件、地子地・百姓地の34件と続く。与力屋敷はQ区（20件：Q12区・Q14区）とR区（19件：R14区）に集中するが、小立野与力町と石坂与力町がまさに建設途上にあつたためである。その経緯は二節でふれるが、与力町という中下級藩士専用の組地設置が城下町の外延的拡大の主要因であった。この与力町も大きくみれば下士・輕輩の組地の一つとみることができ、組地設置が城下拡大の大きな要因であった。そのような視点から、新利用地のなかで最多数を占める組地の位置をみていくと、R区が圧倒的に多く、ほかには犀川上流のL区や小立野台地の南東端（K区）に限定されていた。城下南部、犀川上流の城下縁辺地域で御用地を村方から接收し足輕用地に転用したことを示す古文書が数点残るが、こうした動向を証明する基本史料である⁽⁵⁾。両絵図に記載された輕輩組地といっても実は多様であり、本組・明組の足輕用地だけでなく、公事場など役所附の足輕や足輕頭に附属する足輕もあつたし、小者・小人・掃除坊主などの組地もあつた。

このように城下町の南東部、K・L・R区つまり犀川上流・小立野台地南東の新利用地で新たな組地設定がこの時期大きく展開した。その結果、笠舞村や法島村の年貢地が御用地として接收されたと推測される。

〔表2〕 延宝図 新利用地 地種別一覧

分類記号	地種（延宝図）	合計	K区	L区	M区	N区	O区	P区	Q区	R区	S区
0	用途未定	17	1	6	0	1	0	0	1	8	0
10	藩用地	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
39	与力	39	0	0	0	0	0	0	20	19	0
50	輕輩組地	61	5	9	0	0	0	2	1	44	0
60	寺社地	4	0	1	0	0	0	0	1	2	0
65	寺社門前地	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
70	地子地	34	5	23	0	0	0	1	3	2	0
90	百姓地	34	5	9	0	6	0	9	0	5	0
100	下屋敷地	4	0	0	0	0	0	1	1	2	0
	合計	200	18	53	0	7	0	13	27	82	0

隣接村からの組地接収と併行し、百姓地における私的借地すなわち相対請地も増加していた。百姓地の増加はK・L・R区のほかN区つまり城下西部でも見られた。隣接村名でいえばN10・12区は三社村地内、K8・L2区・L9区は笠舞村・涌波村・法島村、R6・7区は泉野村・野田村、R12・14区は石坂村・泉村などの農地が相対契約で借地された地区と推定される。新利用地200筆のうち「百姓地」以外はすべて藩の御用地（組地・藩用地・地子地・寺社地・下屋敷など）もしくはそれに準じた用地として村方から収用し、村方への地子銀支払に藩が関与するものであった⁽⁶⁾。だから「百姓地」と表記せず土地を利用する身分によって絵図に登記した。しかし、同じ村方からの収用地でありながら、あえて「百姓地」と表記した土地は、百姓との相対契約地であり、地子銀徴収に藩や奉行所が関与しない私的借地であったと理解される。寛文6年の相対請地制限令以後は、町人のみ百姓地での相対請が許されたから、新利用地で「百姓地」とした土地は、町人に限定された「相対請地」と理解される。相対請地では借用した町人が直接地代を村方に納めるのが当初の原則であった⁽⁷⁾。これにたいし藩が関与する地子地・御用地では、地子肝煎の徴収した地子銀を、町会所等を介し藩の責任のもと村方に渡した。宝永4年に藩の諮問にたいし十村が行った回答によれば、万治以後の村方年貢地の収用面積総数は、御用地（新利用地のうち百姓地以外）で約17万7800歩、相対請地（新利用地欄の百姓地）で約10万1700歩にのぼり、これに対する替地代銀（地子銀）は、前者で銀約60貫匁、後者で銀約34貫匁であったという⁽⁸⁾。

以上から、城下町の外延的拡大は百姓地（相対請地）だけで説明しきれず、組地や与力町の御用地接収が大きな要因であったこと、あるいは地子地という城下町変容の起爆地種が含まれることにも注目する必要がある。しかも組地・与力町・地子地は、御用地として藩が収用した土地であり、地子銀の徴収と村方引き渡しを藩の責任で遂行したことも注目すべきことであった。つまり、村の年貢地（百姓地）の「相対請」が町人にしか認められないことになった寛文6年以後、利用が町人に限定された「相対請地」が成立するのであり、両絵図における「百姓地」は、その意味での相対請地の記載であった。これにたいし、両絵図における「地子地」は、御用地として藩が地子を徴収する土地であり、その点で性質が異なる。しかし、地子地に住む町人と相対請地に住む町人が同じ1つの地子町を形成することもあり得た。この点は別稿で詳しく述べたい。

2 寛文期の組地配置と与力町新設

両絵図の地種・身分別記載件数の総数を相互に比較したのが〔表3〕である。寛文7年図から延宝図にかけ、どういう地種が増加または減少したのか概要をみることができる。惣構外部（K-S区）についてまず読み取れる大きな変化は、地子町（分類85）が6年間で3倍、組地（分類50）・百姓地（分類90）が約2倍に増えたことが目立つ。このほか用途未定地（分類0）が半減したこと、与力地（分類39）がほぼ倍増したことも注目すべき変化であった。なお「小者・職人等」（分類55）が3分1に激減したのは、大半が組地（分類50）に変化したためである。その原因は、小者を表記する方法が固有名詞（名前）記載から職名・人数記載に変更されたためなので、この変化は地種変化（変化指標3）と評価せず、組地のなかでの表記方法の変更と理解した。それゆえ、これ以上の言及はしない。

ここでは組地が急増した実態や背景について、とくに考えてみたい。1節で城下の外延的拡大の内訳を紹介したなかで、組地の増加が最大だと指摘したが、寛文後半期に行われた二つの与力町新設もこれに関連する動向である。与力町という寛文期特有の城下拡充政策の意義を理解するためにも、組地増加の一般的動向をまず確認したい。

惣構外部での組地倍増（表3：285件⇒567件）の内実は、K～S9区ごとの内訳表〔表4〕からわかる。寛文図（K-S区）で、組地の多い所はR区62件、L区61件、M区50件で、城南部つまり小立野台地の南部に展開する犀川の河岸段丘部と旧中州部、および犀川以南の鶴来道・野田道沿いに濃厚に配置されていた。延宝図でも、R区139件、L区85件、M区67件とやはり多いが、P区の94件が目立ち4倍以

上に急増しR区に次ぐ組地件数にのし上がった。またQ区でも31件から51件に増えており、M区に次ぐ件数になった点も注目される。寛文以前から組地が多く配置されていた城南地域（犀川方面のR・K・L区）に加え、小立野台地の北麓浅野川沿いの段丘面でも組地が展開したことが、組地倍増のなかで起きた変化である。小立野台地北部のP区に近い崖上に与力町（Q区）が新設されたのも、こうした動向と無関係ではない。P・Q区つまり田井村や上野村・牛坂村の農地（年貢地）を御用地として接収する動きが同時に進行したと考えられ、それを裏付ける古文書も残る⁽⁹⁾。組地の不足を補うため、犀川段丘や犀川以南だけでなく、小立野台地の北麓、浅野川段丘でも組地を求めていったのである。

N・O区は平士以上の比率が高い地区であり、そもそも軽輩組地の件数が少なく、多少増えても、その地区の基本的性格は変わらなかったとはいえ、N・O区で組地が急激に増えたことは注目される。当初計画されていた身分別居住の原則に緩みをもたらすからである。惣構外部での組地倍増は、当初の身分別配置計画に変容を促す要因となった。

新利用地で組地が最も多かったことは前述したが、寛文図に記載された既設利用地での地種変化の結果、組地が変わったケースも多かった。新利用地による増加数は61件であったが、地種変更による増加は146件にのぼる〔表6〕。データでみた限り、組地倍増の要因としては地種変化のほうが大きかつ

〔表3〕地種身分別全体集計

分類記号	地種・身分	惣構内部		惣構外部		全体	合計
		寛文	延宝	寛文図	延宝図	寛文	延宝
0	用途未定	26	18	154	89	180	107
10	藩用地	14	28	36	34	50	62
20	上士（人持以上）	37	36	30	28	67	64
30	中士Ⅰ（平士）	355	362	603	646	958	1008
35	中士Ⅱ（組外平士）	23	26	16	19	39	45
36	中士Ⅲ（平士並）	0	0	4	4	4	4
39	与力	0	0	80	149	80	149
40	下士（御歩）	79	59	367	392	446	451
45	歩並（算用者・大工等）	24	20	30	22	54	42
55	小者・職人等	9	5	108	38	117	43
50	軽輩組地（足軽・小者等）	1	3	285	567	286	570
60	寺社地	3	3	131	148	134	151
65	寺社門前地	10	10	20	22	30	32
70	地子地	36	45	597	574	633	619
75	藩士請地	17	18	37	26	54	44
80	本町（町人地）	73	79	130	126	203	205
85	地子町（町人地）	2	4	56	169	58	173
90	百姓地（相対請地）	0	0	61	112	61	112
100	下屋敷（3千石以上上士）	0	2	180	204	180	206
合計		709	718	2925	3369	3634	4087

[表4] 寛文図・延宝図 地区別集計比較

区分番号	地種	小計		K地区		L地区		M地区		N地区		O地区		P地区		Q地区		R地区		S地区	
		寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図	寛文図	延宝図
0	用途未定	154	89	8	7	12	12	6	3	25	13	34	16	16	1	10	7	9	12	34	18
10	藩用地	36	34	6	4	7	11	3	2	0	0	5	5	1	1	1	0	4	4	9	7
20	上士	30	28	6	7	0	0	0	0	9	8	4	4	6	5	1	1	2	1	2	2
30	中士Ⅰ(平士)	603	646	72	72	59	66	44	47	237	256	57	57	41	50	4	7	0	2	89	89
35	中士Ⅱ(組外)	16	19	3	3	4	5	0	0	5	7	0	0	0	0	1	2	0	0	3	2
36	中士Ⅲ(平士並)	4	4	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
39	与力	80	149	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7	78	119	0	20	1	2
40	下士	367	392	64	70	41	45	38	61	65	45	24	34	25	36	13	10	2	2	95	89
45	歩並技術者等	33	22	5	3	2	2	7	4	0	0	3	2	7	2	0	0	2	0	7	9
55	小者・職人等	105	38	1	0	5	4	11	8	0	1	13	2	64	13	3	2	1	0	8	8
50	☆軽輩組地	285	567	14	27	61	85	50	67	9	27	7	32	22	94	31	51	62	139	29	45
60	寺社地	131	148	9	7	1	4	4	5	5	5	8	9	4	4	21	26	55	61	24	27
65	寺社門前地	20	22	2	4	0	2	0	0	0	0	4	1	0	0	9	8	1	1	4	4
70	☆地子地	597	574	29	28	55	62	87	47	71	57	82	75	98	84	33	63	51	48	96	110
75	藩士請地	37	26	2	2	2	3	1	2	9	9	6	2	3	4	8	0	1	1	5	3
80	本町(町屋)	131	125	0	0	7	7	30	32	4	5	21	21	30	29	2	0	14	14	22	18
85	☆地子町(町屋)	56	169	3	13	0	19	0	25	5	20	8	30	0	14	0	2	4	4	36	44
90	百姓地	61	112	0	5	7	15	0	0	10	23	7	7	2	14	2	4	16	22	17	22
100	下屋敷地	180	204	3	1	42	41	0	0	33	38	11	19	61	63	14	23	8	12	8	7
合計		2926	3368	228	254	305	383	282	304	488	516	294	316	381	421	231	325	232	343	490	507

・寺社門前＋2、本町＋1の地区内訳は未修正

た。

組地（分類 50）への地種変化 146 件のうち、寛文図における地種で内訳をみると地子地 82 件が最多であり、用途未定地 27 件、武家拝領地 26 件などとなる。不足する組地の補充は上記 3 地種を中心になされたが、武家拝領地まで対象になったことは注目される〔表 6〕。

また地種変化 146 件のうち 87 件は単純な地種変化であるが、59 件は他地種の分筆を伴う変化のなかで、分筆した土地の 1 筆以上が組地に転換したものであった。分筆・細分化は、地子地において際立っており〔表 6〕、地種変化に伴う重要な変化であった。分筆細分化の動向を子細にみると、地種変化することなく、組地から組地を分筆させているケースも 42 件あり〔表 7〕、同一地種での分筆・細分もおきていた。地種変化の有無を問わず単に分筆・細分で組地が増えた件数をみると 86 件にのぼった〔表 7〕。

以上から K-S 区における組地倍増は、①地子地を組地に単純に転換、②地子地からの分筆地を組地にする、③組地を分筆細分し組地を増やす、この 3 つの方法で主に達成された。このことは、城下町内部での組地確保が次第に難しくなったことを意味し、組地の無秩序な増殖を容認したとも受け取れ、従来のあり方に変化をもたらした。

城下縁辺部に組地を新設し城下が拡充したという単純なベクトルだけでは、寛文・延宝期の城下町変容の本質は理解できない。城下内部の地子地や用途未定地、武家拝領地などを分筆・細分し組地として利用するという土地利用の高度化（集約化）のベクトルも存在した。これは周辺農地を野放図に拡充することは許されないという認識が普請奉行・町奉行のなかにあったことを示す。改作法にもとづく農業重視の考え方の影響といえる。

加賀藩が寛文 5 年～9 年にかけて、小立野と石坂に与力町を新設したことは、『金沢古蹟志』⁽¹⁰⁾ に詳細な考証がなされ周知の事実となっている。しかし、与力町設置という事実を、寛文期における都市計画修正の問題として考察した形跡はない。ここでは寛文期における組地の組み替え・再編政策の一例として考察したい。

最初に二つの与力町新設の経緯を『金沢古蹟志』に掲載する史料も活用し再確認したい。与力屋敷に関する藩の基本姿勢は、万治 2 年 11 月の「屋敷地法度十八箇条」が規定する通り「寄親または頭に打ち渡す」ことが原則であり、与力は藩主から許された拝領屋敷を寄親や組頭から受け取ることになっていた。与力に支給される屋敷歩数は、100 石当たり 115 歩が基準であり知行高に応じて配分されたが、寄親には与力知を除いた知行高で屋敷歩数を計算した⁽¹¹⁾。

与力の本来的なあり方は、下層の直臣を寄親である重臣に従属せしめる「寄親附」であり、変則的ではあるが直臣としてのプライドを持てた家臣団であった。しかし元和偃武以後、出陣の機会がなくなるにつれ、「直臣」という性質は形骸化し、ある時期から馬廻組・小姓組など一般直臣の下位にランク付けされた。その結果、寄親の改易や減知により寄親を介した知行給与がなくなり、藩（寺社奉行）の直接支配を受ける与力が登場した。これが「明組与力」だと推定される⁽¹²⁾。天和・貞享年間、本組与力という新タイプの与力が登場する時期である。本組与力はそもそも寄親を必要とせず、役方実務を果たすことで能力を発揮する与力である。寄親を

〔表 5〕 両絵図登載与力の知行高一覧

知行高	寛文 7 年図		延 宝 図		
	Q 区	Q 区以外	Q 区	R 区	Q・R 区以外
3 0 0 石			2		1 (P 区 1)
2 5 0 石	3		5		
2 2 0 石			1		
2 0 0 石	13		17	4	3 (N 区 1・P 区 2)
1 8 0 石			0	1	
1 7 0 石	1		1	1	
1 6 0 石	2		2		
1 5 0 石	37	P 1	48	1	2 (P 区 1・S 区 1)
1 4 0 石	2		2	1	
1 3 0 石	3		5	2	
1 2 0 石	2	S 1	5	1	2 (P 区 1・S 区 1)
1 0 0 石	14		21	6	1 (P 区)
7 0 石	1		1		
合計	78	2	110	17	9 (P 6・S 2・N 1)

失った明組与力とは対照的であるが、ともに寺社奉行支配下にあつて役方の専門実務に就いた⁽¹³⁾。寛文期は本組与力が登場する直前期であり、寄親附が中心であつた時代から明組・本組与力が大きな役割を果たす時代への転換期であつた。それは一面、与力の地位低下といえるが、別の面からみれば実務官僚化であつた。こうした変化を背景に、寄親との関係にとらわれることなく「惣与力」専用の組地が必要とされたのである。寄親附を基本とする与力から、実務官僚として各役所で政務に精励する与力へと性格転換がおきたことと、二つの与力町設置は深く関連していた。

寛文2年12月の定書で「三千石以下の家臣で与力をもつ者には、自分知のみを対象に屋敷地を支給する。与力分の屋敷は別途藩から下付する」と指令した時期から、寄親を介し屋敷支給する旧方式が否認され、藩からの直接支給に変わった。これをうけ寛文5年3月18日の年寄連署状で「惣与力屋敷は今後、与力へ直接支給するが、昵懇屋敷の御定歩数より10歩劣にて支給する」⁽¹⁴⁾という周知の法令が出た。ここでいう「昵懇屋敷」とは藩直臣のことであり、与力の拝領屋敷歩数も、知行高ごとに基準歩数を細分し定めた「直臣拝領地歩数」に連動させ、各知行高の基準歩数から10歩少なくするとし、万治2年の原則を改訂した。万治2年の100石当たり115歩の原則であれば、200石取=230歩、300石取=345歩となるが、直臣歩数の10歩劣りであれば100～140石=160歩、150～200石=190歩、300石～400石=290歩となる。寛文七年図・延宝図に人名を載せた与力の知行高分布は[表5]の通りであり、70石から300石までの幅に納まり100石・150石・200石の者が多かった。ここから、与力屋敷の規模は160～190歩を基本サイズとして敷地を確保すれば、大半の与力に対応できることがわかる。そこで、「寛文七年図」の小立野与力町に該当するQ4・6・12・13区に新設された与力等の在住する95の地番を対象に1筆面積を調べてみると、奥行は16間、間口は10～12間の幅で地割した地番が最も多く55件、次いで奥行は一定にしていなが面積が160～240歩に納まる地番が31件あつた(図1)。面積が240歩以上の大きな敷地は数筆みられただけで、与力の知行高分布とよく対応した敷地配置であつた。つまり100石当り115歩という万治2年原則ではなく、寛文5年の新原則に合致した敷地割が寛文7年図で確認されたのである。藩は寛文5年春から着手した与力町造成にあたり、与力拝領地の基準歩数の新原則を指令したあと、田井村・上野村領内で農地5124歩を御用地として接收し⁽¹⁵⁾、160～240歩を基準面積とし数種の与力敷地を造成したのである。

つづく寛文7年4月16日付の普請会所達書(算用場宛)で「惣与力は今度小立野引越しにつき、替地である経王寺松原から天神の上の地に4月20日すぎにまかり出ることとなる。その前に同地の菜種を百姓手前として収穫するよう申し渡してほしい。収穫期なので刈取後に土地を引き渡したい」と指示しており⁽¹⁶⁾、小立野与力町は寛文7年4月には区割が終わり、希望する与力に配分できる状態にあつたことがわかる。また寛文7年3月20日の普請会所達書でも「惣与力どもは、今年より3年以内に小立野・泉野に引越すべし」と令し「大縄にて渡したる由」と指摘するので⁽¹⁷⁾、寛文7年4月以後、与力への屋敷配分と引越しがなされたとみてよい。その結果、寛文7年10月作成とされる寛文7年図のQ地区に与力人名78名が記載された。寛文7年図の年代比定にとっても裏付けとなり、絵図作成事情までも推定できる重要な情報といえる。

上記から与力町新設は、藩の周到な都市計画のもと、5千歩を超える農地を収用し100筆以上の与力専用敷地を造成し実現されたことがわかつた。その結果、寛文9年までの3年間に「惣与力残らず移住せり」⁽¹⁸⁾という事態に至つた。表3によれば、与力屋敷は寛文図の80件から延宝図の149件に増えているが、内訳をみれば、Q区で78件から119件、R14区で新規に20件、P区では1件から7件、S区では1件から2件、N区では新規に1件(寛文図で明地であつた区画が与力屋敷となる例)という変化があつた。このうちQ区での41件増は(78⇒119)、寛文7年10月(寛文図作成)以後に引越した与力数を示すものである。寛文図の与力町は、まさに形成途上にあり、その状態で記録されたのである。

延宝図全体で69件の与力屋敷が増えているが、寛文図の与力数に2減と71増の変化があつた結果である⁽¹⁹⁾。Q区以外に点在する与力地が消えて中・下士屋敷に変化したのは(P6区の例)、与力町新

設の効果とみられるが、N・S区で与力が増えたのは、わずかであるが藩の施策に合わない動きといえよう。ただしP15区やその周辺で比較的まとまって存在する与力屋敷は、藩が一時的に公認した「田井口の与力地」と推定される。

寛文8年10月8日の普請会所達書（寺社奉行宛）によれば「小立野の惣与力屋敷は、もはや経王寺後まで広まり遠所になってきたので、馬坂下の田井村百姓地続きの与力在住地および石坂の百姓地・地子地も重ねて、惣与力屋敷地として希望者に渡す。まだ替地を受け取っていない与力衆は天気次第、両所へ出向き地方絵図で場所を確認し移転先を決めるべきである。その地を望むものは普請会所に来て、絵図面にて屋敷地を望み出ればよい」⁽²⁰⁾と指令したが、ここに見える「馬坂下の田井村百姓地続きの与力地」が、P15・13区の4筆にみえる与力屋敷（田井口の与力地）と推定される。その近くにあるP8・9区の元成瀬家下屋敷や横山家下屋敷でも与力地に変わった所が3筆あり、合わせて7筆の与力地が馬坂下、天神町付近にあった。馬坂上の台地に新設された与力地だけでまかなえなかったから、台地下のP15区周辺で与力町の不足を補充しようとしたのであろう。

合わせて寛文6・7年時点で計画されていた石坂（泉野とも表記）での与力町新設も急がれたが、寛文図には掲載されていない。寛文図作成後、おそらく寛文8年以後、延宝図のR14区（野町4番町西）に描かれた20区画の与力屋敷が整備されたのであろう。Q4・6・12・13区ですでに造成された与力町周辺でも、経王寺にさらに接近したQ14区あるいは台地北端のQ12区などで32筆の与力屋敷が増設された⁽²¹⁾。また既設の与力町内部にいた与力以外の屋敷地（下士7、明地3）も与力屋敷に転換され合わせて42筆の増加となった。

与力町新設は、寛文期の城下町政策において特筆すべきプロジェクトであったことが上記からわかったが、足軽・御小人などの組地増設は、上述の通り城下内部の地子地などを分筆させ組地に転用するなど比較的小規模な用地確保で対応しており、与力町建設に比べると安直な手法であった。毎年少しずつ組地をひねり出していった印象をうけるが、与力町の場合は寛文5～9年に一気に呵成に强行された点で注目される。しかし、村方から獲得した5千歩以上の御用地では惣与力の要望に応えられず、近隣の藩用地（土取場）や百姓地（相対請地）のほか台地麓P区に展開していた明地・下屋敷地なども与力地に利用し与力屋敷を増やした。北国往還の野町4番町の西側裏手で計画していた石坂与力町の新設も急いだ。しかし20軒程の小さな与力町に抑制したのは、周辺農地へ御用地を野放図に拡張することを抑制したためであろう。与力町新設計画にたいし、藩の想定を上回る移動希望があったこともわかった。しかし、延宝期後半になると与力屋敷の需要が弱まったのであろうか。天和3年8月の普請会所達書（寺社奉行宛）で「今後は小立野と泉野両所以外において与力屋敷の下付は行わない。馬坂下の田町周辺での与力屋敷下付は今後禁止する」⁽²²⁾と下達しており、P15区周辺に設けた田井口の与力屋敷拡充は天和3年に打ち切られたようである。

寛文5年から延宝年間における二つの与力町新設経緯を詳しく検証してみたが、それは、与力の身分的性格の転換に拍車をかけたと考えられる。綱紀政権のもとで与力は寄親附という伝統的な形態に即した居住環境から、藩役所で実務に邁進する下級役人にふさわしい居住地を得たといえる。この時期、本組・明組与力が生み出されたという文脈の中でみると、150人近くの与力が集住する与力町新設の意義は大きい。また与力という特定身分を集住させる都市計画の存在とその実行過程は、寛文以前に行われたであろう小姓町・御徒町・御小人町・千石町など特定の藩士集団を集住させた政策を考察するうえで、重要なヒントを与えてくれよう。

3 城下町内部の変質と地子地の動向

両絵図を比較して気付く第二の変化は、城下町内部でみられる地種変更や寛文図記載地の細分化（土地分筆）といった内的変質である。それは2節でみた通り、組地倍増の主要因であり、外延的拡大という分かり易い変化以上に城下町に変質を促す要因であった。それゆえここでは、地種変化と土

地細分化という城下内部でおきた変容実態を多面的に明らかにしたい。同時に城下町空間変容の鍵の一つは地子地の動向にかかっていたと考えるので、6年間に地子地がどう変化したのか、この点もここで詳細に把握し、とくに地子地の多くが地子町に変化したことの意義を考える基礎的所見を示したい。

まず両絵図において地種変化がおきた地番を延宝図ベースでカウントすると 658 件にのぼった。変化のない2080 件(表1の指標0)の3分1ほどである。延宝図総筆数(3369 件)の約 20%にすぎないが、わずか6年間で起きた変化として無視できない。

[表6]は、延宝図の地種変化地 658件が寛文図ではどういう地種であったかを表示したものである。地種変化の結果、武家拝領地となったものが最も多く 162 件あり、ついで組地に変更された 146 件、地子町になった 114件、地子地となった 102 件が多く、この4地種で地種変化の約8割を占める。延宝図総筆数の6割は変化がなく、約 13%で小さな変化(地種変化に至らない別姓異動など)が起き、2割で[表6]に示したような地種変化がおき、残りの6%ほどが新利用地であった[表1]。

この2割の筆数でおきた地種変化から、武家拝領地や足軽等の組地が全体的に不足しており、[表6]から主に用途未定地や地子地などを対象にそれに転換し充当したことがうかがえた。具体的にいえば、用途未定地から武家地に転用されたのは 36件(内3件は分筆増加)、組地に転用されたのは 27件(内7件は分筆増加)、地子地に転用されたのは 27 件(内4件は分筆増加)、地子地から武家拝領地に転用されたのは 78 件(内 36件は分筆増加)、組地に転用されたのは 82 件(内 44件は分筆増加)であった。このように地子地や用途未定地を転用することで武家拝領地・組地の不足が補充されたのである。

また、地子町に変化した土地の 96 件は地子地からの変容であったことも注目されるが、この点は4節で詳しく触れることにし、地子地化した102筆の寛文図における地種をみることにしたい。延宝図で地子地になった土地の多くは、寛文図では組地や用途未定地であり、武家地・藩用地もあった。武家地や藩用地だけでなく下屋敷までも地子地に転用した結果、[表1][表3]にみる通り、延宝図と寛文図では地子地の件数はさほど変化していない。様々な地種を地子地に転用することで地子地の筆数を維持しようとしたことが窺われる。

[表6]をみると、地種変更がおきた土地 658筆のうち204 筆は分筆によって派生した土地であったことに気付く。分筆元の地種と異なる地種に変化したので地種変化と評価されたわけだが、204 筆のうち 99 筆は地子地から他地種に分筆した土地であった。組地や用途未定地などで分筆地での地種変

〔表6〕延宝図地種変化658件の寛文図からの変化

地種〔分類記号〕	合計			0：用途未 定地から		10： 藩用地から		武家拝領地 から		50・55： 組地から		70・75： 地子地から		60・65： 寺社地から		80・85： 町地から		90：百姓地 から		100：下屋 敷から	
	合計	単純変化	分筆地	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆	単純	増筆
用途未定[0]	40	32	8	×	×		1	20				10	3	1	1			3	1		
藩用地[10]	5	3	2	1		×	×	2	1				1								
武家拝領地[20～45]	162	94	68	33	3	2	7	×	×	12	3	42	36			1	1		9	4	9
小物・職人等[55]	7	4	3	1	1			2	1	×	×	1				1					
輕輩組地[50]	146	87	59	20	7	4	1	21	5	×	×	38	44	2				2			2
寺社地等[60・65]	16	13	3	5		1				1		3	1	1	1					2	1
地子地[70]	102	68	34	23	4	5	5	15	2	16	20	2		1		2		2	1	2	2
藩士請地[75]	12	10	2	3				5	1			1	1							1	
本町[80]	7	7	0	2								4				1					
☆地子町[85]	114	103	11	5								87	9			10	2			1	
百姓地[90]	20	7	13	1	8				1			6	4					×	×		
下屋敷地[100]	27	26	1	11	1			2		1		11						1		×	×
小計	658	454	204	105	24	12	14	67	11	30	23	205	99	5	2	14	4	5	13	11	14
合計	658			129		26		78		53		304		7		18		18		25	

・縦の欄は延宝図の地種分類による集計。横欄の地種は寛文図の地種。地種変化のあった件数が対象なので、藩用地⇒藩用地など同地種であった件数は除外されている。したがって同一地種となる欄に×を記した。但し70⇒75、75⇒70などの変化は地種変更とみたので、「70・75」をまとめて集計した関係で若干の変化数が計上されている。

表 7 分筆地 429 件の寛文地種からの変容

延宝図 分類番号	身分・地種分類	寛文7年図 分筆地合計	延宝図集計			0：用途未 定から		10：藩用 地から		武家拝領地 から		50・5 5：組地か ら		70・7 5：地子地 から		60・6 5：寺社地 から		80・8 5：町地か ら		90：百姓 地から		100：下 屋敷から	
			合計	分筆元	分筆派生地	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生	元	派生
0	用途未定	11	15	4	11	2	2	1	1	1	1			1	3					3			
10	藩用地	6	5	2	3			2	1						1								
20-45	武家拝領地☆	23	118	36	82	2	3	1	7	19	14	1	3	9	36			1	1	9	3	9	
55	大工・職人等	2	10	1	9		1				1	1	6						1				
50	軽輩組地☆	22	121	35	86	4	5	1	1	2	4	20	42	8	32								2
60	寺社地	1	3	1	2										1	1	1						
65	寺社門前地	1	2	1	1											1						1	
70	地子地 ☆	56	110	43	67	2	4	2	5	1	2	2	20	33	32		1		1	1	2	2	
75	藩士請地	1	3	0	3					1					2								
80	本町	4	4	3	1													3	1				
85	地子町	1	17	6	11									4	9			1	2			1	
90	百姓地	4	15	6	9	1					1			2	4				3	4			
100	下屋敷地	8	6	2	4																	2	4
	小計	140	429	140	289	11	15	7	15	22	25	24	71	57	120	2	3	5	5	4	17	8	18
	合計			429件			26		22		47	95		177		5	10		21			26	

* 分筆元と分筆派生地の区別は、いくつかに分筆した寛文図の地番に对应する任意の延宝図地番(分筆枝番の1つ)を分筆地の中から1つ指定し、これを分筆元とした。この「分筆元」以外の分筆地番を分筆派生地とした。例えば3分割された寛文図の地子地が組地1・地子地1・武家地1の3つに分割されたとき、地子地1を分筆元とし、他の2筆は分筆派生地とした。

* 横列に示した項目欄は寛文図の地種であり、縦列に掲げたのは延宝図の地種分類であり、集計は延宝図の地種ごとに行い、内訳数を通して寛文図との相関がわかるようにした。

* 内訳の数値は、延宝図の分筆元と分筆派生地それぞれに分け、寛文図(横欄の分類)でどのような地種であったかを示す。

化が目立つが（表6最下段の合計集計）、地子地の分筆地での地種変化が断然多い。このように地子地では地種変化と同時に土地細分化が起き、それが地種変化に貢献していた。つまり地種変化と細分化は密接にからみあい、武家地・組地の不足は土地の分筆・細分化を伴う地種変化で解決したといえる。

そこでつぎに、土地の分筆・細分化動向を、両絵図比較データで要点を押さえたい。〔表7〕に示したように、まず寛文図を基準に細分化の動向をみると、寛文図における140の地番で分筆による土地細分化が起こり、地番数は429に増えた⁽²³⁾。分筆数の概要をみると、2筆分割が最も多く全体の半数を超え、3筆分割を加えると100件を超える⁽²⁴⁾。5筆以上の細分化は少ないが、最も細かくしたのは14分割した「百姓地」（Q17-1）で、与力町の拡張に伴うものである。寛文7年までに相对請地として利用されていた土地を与力屋敷として14分割し、その不足に応えたのである。

分筆を起こした地種では地子地110筆、組地121筆、武家拝領地118筆が断然多く、この3地種の分筆により235筆が派生し敷地増加に結果した〔表7〕。こうした分筆・細分化で地番数も増えたが、同時に地種変更もおきており地種変化の様相は複雑である。分筆地が多いのはQ区・P区であり、M・L区がこれに次ぐ（地区別の表示は略した）。小立野台地と浅野川に挟まれた地域で土地細分化が他地区より進んだ印象をうける。延宝図で分筆が確認された429筆を対象に寛文図での地種を〔表7〕に示しているが、分筆地429筆の寛文図地種をみると、地子地であった177筆が断然多く、組地95筆、武家地47筆とつづく。ここでは、分筆・細分化は地子地・組地で起きやすかったことと、武家地でもかなりの分筆細分化があったことに注意しておきたい。

ただし延宝図までに分筆があった地子地110筆のうち32筆は、同じ地子地から派生したものであり、1つの地子地が数筆に分割された中に含まれた地子地であった。このような同一地種を派生させる土地細分化は、組地でも広く見られたが、その背景として、地子地の場合、利用者が地代（地子銀）負担しやすようにしたことが想定され、利用する町人が低所得層に振れたことが予想できる。同じことが武家地でも起きており、寛文図の武家地19筆は延宝図で33筆に分筆・細分されたが、やはり武家地として利用された。これも武家地で細分利用の需要が高まったことが要因であろう。武家知行高の分割相続が続くことにより、武家拝領地もより小規模化する傾向にあったのである⁽²⁵⁾。

〔表6〕〔表7〕を巨視的にみれば、土地細分化は武家拝領地・組地の確保に有益に作用したといえる。〔表6〕から寛文図の地子地304件が地種変化を起こしており、用途未定地129件と並び地種変化した地目の代表であることがわかり、地子地から地子町・武家地・組地への転換件数が多いことも確認できた。しかし、他方で地子地総数は減っていない〔表3〕。その要因は、分筆・細分化のなかで一定の地子地を確保するとともに、外延的拡大を図った新利用地でも一定数の地子地を確保したからである。このように、地子地を減らさないようにつとめた背景として、地子地から徴収された地子銀収入を維持したいという事情が推測できる⁽²⁶⁾。

最後に、両絵図に記載された地子地の変化の足跡をみることで、上述の諸点を再確認しておきたい。〔表8A〕は、寛文図に記載された597件の地子地が、延宝図ではどの地種に変化したか、〔表8B〕は、延宝図に記載された574件の地子地は寛文図ではどういう地種であったかを示したものである。〔A表〕・〔B表〕ともに404筆の地子地は両絵図とも地子地のままで地種変化がなかった。したがって、寛文図597筆の地子地のうち193筆が別地種に変化したのであり、延宝図ではその代わり新たに170筆、地子地が追加された。しかし、延宝図に追加された170筆のうち66筆は分筆・細分化によるもので、単純な地種変化地は104筆にとどまる。また66筆の分筆増加地のうち32筆は、地種変化のない404筆の中でおきたもので、地種変化地104筆からの分筆は34筆あった。つまり、同じ地子地における分筆・細分化で32筆増え、他地種からの転用で増えたのは138筆で、そのうち34筆は他地種104筆から分筆されたものであった。

地子地を一定数確保するため、地子地そのものを分筆・細分化するとともに、他地種からも分筆を伴う用途転換がなされて、ほぼ寛文図と同レベルの地子地を確保した点は注目され、地子銀を徴収で

きる土地の確保が課題であったことが一層具体的である。

〔表8B〕で地子地化した他地種の内訳をみると、組地と用途未定地からの転用が最も多く、武家地からの転用がこれに次ぐ。不足していた武家地・組地からでも地子地を補ったのは、地子銀を負担する町人・藩士にとって利用しやすい場所であれば、その土地の立地適性や機能性を考慮し地子地に転用したのであろう。その際、しばしば土地を分筆細分化したことが〔表8B〕からわかるが、組地からがとくに顕著であり、組地 20 筆を分筆派生させ地子地に転用していた。その手法は、本座御小人 24 人の組地1筆を 10 分割し、御小人組地・地子地それぞれ5筆に細分した箇所（Q15-5）や、1つの足軽組地を細分し地子地2筆と定番足軽組地2筆および村上氏預足軽組地3筆に細分した箇所（S29-11）のように土地利用が高度化し、大きな足軽組地を細分する中で、いくつかの地子地を作りだし、地子銀徴収可能な用地もぬかりなく確保した。

〔表8A〕からわかる他地種転換の動向では、何と言っても地子町化のベクトルが顕著であり、前述のとおり組地・武家地への転換も目立った。このように地子地に表れた変化は、城下町変容の第二の特色である地種変化、土地細分化という内部変化のいずれでも主導的な意味をもっていた。では、なぜ地子地は重要な変化要因になるのであろうか。それは地子地が地子銀を徴収する土地であったこと、および身分を特定せずに利用できる土地であったことに起因する。一定以上の地子銀収入を期待する藩当局の思惑と、地子銀を払ってでも敷地を確保したい武士・寺社・町人など諸身分の欲求とが交差するなかで、上記の変化が起きたと理解される。

武士の事情としては、所定の拝領地は保障されたが、必ずしも十分な屋敷地を藩から保障されたわけではなく、居住環境の悪い場所に住む藩士の中には地子地への移転願望があった。また知行高を基準に下賜された屋敷面積で不足するなら、別途地子地を借用等で確保するしかなかった。城下寺院が地子地に数多く存在しており、その需要の高まりについては明確ではないものの、十分想定されることである（前号木越論文）。

町人の城下町転入の願望は、寛文期の5代綱紀による城下町振興と文運興隆のなかで高まっていた。治世の安定と農村経済の充実は、城下町への人口移動を促し、奉公人不足問題や農村労働力の流出問題が、この時期、社会問題化していた⁽²⁷⁾。地子地はじめ城下町の土地利用全般において細分化・小規模化が進んでいたが、それは都市雑業層の宅地確保にとって益するものであり、都市人口増加に拍車をかける動向であった。

〔表8A〕 寛文図地子地597件からの変化動向

地 種	単純 変化	B： 分筆地	T： 特区	A： 合筆地	合計
☆地子地から地子地へ	366	31	5	2	404
用途未定地へ〔70→0〕	7	1		1	9
藩士拝領地へ〔70→20～45〕	19	9	3	4	35
組地・小者職人へ〔70→50～55〕	14	7	15	1	37
寺社地へ〔70→60〕	2		2		4
藩士請地へ〔70→75〕	1				1
本町（町屋）へ〔70→80〕	4				4
☆地子町（町家）へ〔70→85〕	79	4	2	1	86
百姓地〔70→90〕	4	2			6
下屋敷地〔70→100〕	1				1
合筆等消滅				10	10
合計	497	54	27	19	597

〔表8B〕 延宝図地子地574件の来歴

地種	単純 変化	分筆地 +増筆地	特区	合筆地	合計
地子地から地子地へ	366	31+32	5	2	436
他地種から地子地へ	86	45	4	3	138
用途未定地から〔0→70〕	19	3+4		2	28
藩用地から〔10→70〕	3	2+5			10
藩士拝領地から〔25→45→70〕	14	1+2			17
小物・職人等から〔55→70〕	5				5
輕輩組地から〔50→70〕	4	2+20	4	1	31
寺社地から〔60→70〕	1				1
藩士請地から〔75→70〕	2				2
本町から〔80→70〕	2				2
☆地子町から〔85→70〕					
百姓地から〔90→70〕	1	1+1			3
下屋敷地から〔100→70〕		2+2			4
新利用地等	35				35
内訳 小計	86	11+34	4	3	104+34

4 町地変容と地子町急増の意味

地子町急増の意味をここで考えたい。地子町が急増したのは、前述の通り惣構外部であった。惣構内部には原則、地子町を置かないのが原則であったからである。しかし、地子町が急増した意義を考えるにあたり、本町の動向も視野に入れておきたい。本町は惣構の内にも外にも存在したので、惣構内部における町地の動向もみながら、その意義を探ることにしたい。

まず両絵図で本町とされた街区に変化がなかったのか確認しておこう。惣構内部（A-J区）における変化をみると、本町は73件から79件へ6件増え、惣構外部（K-S区）でみると130件から126件へ4件減であった〔表3〕。ここで、町地の数え方について注意を喚起しておきたい。今回解説した本町・地子町の件数というのは街区ごとに記載された文字件数であり、居住町人ごとの敷地を数えたものではない。道路・水路等で仕切られた町地の街区数を対象にしたもので、町人等の宅地数を示すわけではない（以下では町地件数は街区数と表記する）。このように街区数の比較にとどまるので厳密さに欠ける憾みはある。しかし、両絵図ともほぼ同等の記載密度をもって街区ごとの町地の種類を書き分けているので、同一街区における文字記載数を相互に確認し比較すれば大きな支障はない。比較にあたり記載に不均等がないか点検を行ったところ、支障のある記載が惣構内部で2件（C1・6・7）、惣構外部で1件（P4・7）あった。同一街区にもう1つ「町家」の朱書を追加してあったことから延宝図では追記分も数えたものであるが、集計値ではこの文字件数のままとし、街区増にはカウントしないことにする。したがって、延宝図における惣構内部の本町数は77に、6増を4増に、惣構外部での本町数は125に、4減は5減に訂正し以下の考察を進める。

惣構内部で本町化した4街区は、〔表9A〕に示した通り「無記」つまり用途未定地から変化した3街区（H区）とD区の医者屋敷から変化した1街区であったが⁽²⁸⁾、H区の用途未定地は東末寺前や脇でおきたものである。こ

れは東末寺の門前地が本町（東末寺町）として認定されたものと理解できる。惣構内部でおきた本町の変化で注目されるのは、この程度であり全体をみれば大きな変化はなかった。

惣構外部における本町数は全体で5街区減となるが、その内訳は寛文図の本町130のうち4街区で分筆があり134街区に増え⁽²⁹⁾、この134を基準に〔表9B〕に示した7増の外に16減の変化があり125街区となった。16減の内訳は、地子町化した12減とそれ以外の4減であるが、4減のうち2減は地子地化によるものであった〔表9C〕。

〔表9A〕：新たに本町とされた4街区（A-J区） 地番・人名・地種・分類記号の順に示す

寛文7年図						延宝図						
	D	0 1	12	0000	いしや（岸か）玄古	45	D	0 1	12	0000	町屋（朱）	80
	H	0 7	18	0000	（無記）	0	H	0 7	18	0000	町屋（朱）	80
	H	0 7	32	0000	（無記）	0	H	0 7	32	0000	町屋（朱）	80
	H	0 7	44	0000	（無記）	0	H	0 7	44	0000	町屋（朱）	80
〔表9B〕：新たに本町とされた7街区（K-S区）												
1	S	1 5	08	0000	（無記）	0	S	1 5	08	0000	「町屋」（朱）	80
2	S	1 6	01	0000	（無記）	0	S	1 6	01	0000	「町屋」（朱）	80
3	L	0 3	02	0000	地子	70	L	0 3	02	0000	「町屋」（朱）	80
4	M	0 6	14	0000	地子	70	M	0 6	14	0000	「町屋」（朱）	80
5	M	0 9	20	0000	地子	70	M	0 9	20	0000	「町屋」（朱）	80
6	P	1 3	28	0000	地子	70	P	1 3	28	0000	「町屋」（朱）	80
7	N	0 1	01	0000	地子「町屋」（朱）	85	N	0 1	01	0000	「町屋」（朱）	80
〔表9C〕：本町から他地種に変化した4街区と地子町化した12街区（K-S区）												
1	L	0 4	53	0000	「町屋」（朱）	80	L	0 4	53	0000	地子「町屋」（朱）	85
2	P	1 3	34	0000	「町屋」（朱）	×	P	1 3	34	0200	地子「町屋」（朱）	85
3	P	1 3	37	0000	「町屋」（朱）	80	P	1 3	37	0000	地子「町屋」（朱）	85
4	P	1 4	01	0000	「町屋」（朱）	80	P	1 4	01	0000	地子「町屋」（朱）	85
5	Q	0 5	01	0000	「町屋」（朱）	80	Q	0 5	01	0000	地子「町屋」（朱）	85
6	Q	0 6	01	0000	「町屋」（朱）	80	Q	0 6	01	0000	地子「町屋」（朱）	85
7	S	0 9	08	0000	「町屋」（朱）	×	S	0 9	08	0200	地子「町屋」（朱）	85
8	S	0 9	09	0000	「町屋」（朱）	80	S	0 9	09	0000	地子「町屋」（朱）	85
9	S	0 9	10	0000	「町屋」（朱）	80	S	0 9	10	0000	地子「町屋」（朱）	85
10	S	0 9	11	0000	「町屋」（朱）	80	S	0 9	11	0000	地子「町屋」（朱）	85
11	S	1 4	01	0000	「町屋」（朱）	80	S	1 4	01	0000	地子「町屋」（朱）	85
12	S	1 6	09	0000	「町屋」（朱）	80	S	1 6	09	0000	地子「町屋」（朱）	85
1	P	0 4	07	0000	「町屋」（朱）	80	P	0 4	07	0300	中山甚六	55
2	P	1 3	34	0000	「町屋」（朱）	80	P	1 3	34	0100	高橋又兵衛	30
3	L	0 4	52	0000	「町屋」（朱）	80	L	0 4	52	0100	地子	70
4	S	1 4	06	0000	「町屋」（朱）	80	S	1 4	06	0000	地子	70

7増の内訳は地子地4、地子町1、用途未定地2であり〔表9B〕、地子地・地子町と本町の間で双方向の入れ替えがおきたと理解できるが、こうした変化は主に本町の縁辺部で起きた⁽³⁰⁾。

全体的にみると惣構の内側と同様、町役負担を義務付けられた格式ある本町町人の居住区の基幹部に変化はなく、本町・地子町の境界部で多少の組み替えがみられたにすぎない。それは地子町急増に対処するため、本町区域の明確化が寛文・延宝期の都市政策における課題になったためと理解され、当時の都市問題の一端が窺える。

つぎに地子町の変化をみたい。惣構内部では本来置かないはずの地子町が、寛文7年図に2ヵ所限定的に存在した。2ヵ所とも宮腰往来の外惣構枡形の土塁内部（G2区・H8区）という、きわめて例外的な位置にあり、本町地とされた惣構番人肝煎地に付属する町地とみられる。枡形内部が本町町人の土地と地子町町人の土地に区分されるという興味深い様相を示していたが、このほか延宝図で新たに追加された地子町は、宮腰往来から横安江町が枝分かれする位置にあった地子地（H7-38）と浅野川大橋袂の内惣構と北国往還に挟まれた本町地（I1-4）の2街区のみであった。後者は本町からの分筆地であったが橋管理に関わる町人（番人等）を置くための分筆と推測される。前者は宮腰往来沿いの本町隣接地であったから本町に格上げしてもおかしくない場所である。あえて地子町にした理由は明確ではないが、位置としては横安江町の南端であり、地子町としての横安江町の発祥地と解することもできる⁽³¹⁾。

惣構外部（K-S区）こそが地子町が広く展開する場であり、ここで56から169街区に急増した。その一部を〔表9〕に示したが、地子町から本町化した街区1（宮腰口升形のN1-1）にたいし、逆に本町から地子町化した街区は12あった。本町・地子町相互の双方向の転換で地子町は67街区となり、ほかに地子地から地子町化した95街区（分筆派生地含む）と用途未定地等から地子町化した7街区を合わせ169に増えた。ここから寛文7～13年の6年間は地子町急増期であることは明白であるが、これをもとに、新たに地子町化した街区を文化8年「町絵図」および「町名帳」⁽³²⁾あるいは「元禄9年改之金沢町肝煎附覚」（以下では「元禄9年町肝煎附」と略記）⁽³³⁾に掲載された本町39町や地子町161町（重複町名や町名として未熟なものを除き、以下では約140町とする）⁽³⁴⁾と比較検証すれば、地子町の成立状況が推定できる。その際、延宝図に描かれた地子町域が藩末にかけどの程度拡大したか、島村昇・増田達男らによる城下町における居住空間変容に関する研究で⁽³⁵⁾、すでに重要な指摘がなされているので、それらも踏まえた検討が必要となる。しかし、予定の紙数が尽きたので詳細な検証や検討データの紹介は機会をあらためなければならない。ここでは、中期以後の地子町名と寛文図・延宝図の町地の記載を比較した概要のみ簡潔に指摘し、今後の検証に備えたい。

元禄9年に成立していたとされる約140の地子町のうち、約50町は延宝図で地子町になっていたと目され、そのうち8町（泉町・鍛冶町・安江木町・四丁木町・石引町・森下金屋町・山の上町・高道町）は、寛文7年図の段階ですでに地子町として記載されていた〔表10〕。したがって延宝図で新たに地子町化したのは40町程度とみられ、町数でみて地子町は5倍に増えたと推定され、この時期における地子町の急増ぶりは明確である。

本町については、承応・明暦期の史料で「本町27町」とされているが、これは寛永14年の本町40を統合した表向きの数字である。元禄9年の本町約40は、寛永後半にほぼ骨格が固まっていたとみてよい⁽³⁶⁾。したがって寛文図・延宝図に描かれた本町の範囲は、寛永後半に大半は成立していたと理解してよい。しかし寛文図では、元禄9年の本町40町すべてが本町格とされていたわけではない。たとえば「元禄9年町肝煎附」の御門前町・西御坊町・東末寺町の3つの本町は、寛文七年図では寺社門前地もしくは地子地・用途未定地とされていた。延宝図では、この3つのうち東末寺町のみが本町化したにすぎず、他の二つの本町化は延宝後半から元禄初期になされたのであろう。

慶長2年の19の町名について最近、拙稿で紹介したところであるが⁽³⁷⁾、本町・地子町の町数および町名の動向に関しては、田中喜男氏がすでに検討し見解を示している⁽³⁸⁾。田中によれば、慶長7年10月、

城下町に「地子肝煎 10 人」を任命し 70 歩の肝煎屋敷地を下付、また明暦3年に「地子肝煎 10 人」へ地子銀のうちから銀4貫目の扶持銀支給を行ったが（明暦3年3月の津田玄蕃奉書）⁽³⁹⁾、寛文 10 年の史料では「地子町肝煎13人」という呼名に変更されていた⁽⁴⁰⁾。承応3年12月の前田利常印判状⁽⁴¹⁾は、金沢町夫1万2千人の代銀（町役）負担の割合を指示したもので、金沢町夫1万人は本町27町の負担、金沢町夫2千人は地子町7町が負担すると指令された⁽⁴²⁾。「地子方」に代わって「地子町」という公称が登場するのは上記承応3年の印判状であることから、承応3年までに「地子肝煎」から「地子町肝煎」への転換があったと推定される。したがって、「地子町」は慶長期から存在したわけではなく、当初、地子銀を上納する町人居住地は「地子方」と呼ばれ、地子町はあとから成立したと田中は自らの説を訂正し新しい見解を示した⁽⁴³⁾。つまり、慶長期以後の城下町金沢の町人居住地を「地子方」「地子町」「本町」の3種類に区分するという考え方である。この理解は寛文図に照らしていえば、寛文図の地子地（70）・地子町（85）・本町（80）の3地種に対応し、前号拙稿および本論の見解と矛盾しない。そこで、寛文7年図に示された本町・地子町を具体的な町名と照合することで、田中の所見を批判的に深化させたい。

「地子方（町人居住地の地子地）」「地子町」「本町」の3地種のうち、「地子町」が明確に登場するのは田中の指摘どおり承応3年であるが、この地子町は、いわゆる「セカ所」と呼ばれる半役負担を義務付けられた町であった。上記の明暦3年3月津田玄蕃奉書（御印付）によれば、承応3年の「地子町」7町は鍛冶町・安江木町・四丁木町・石引町・森下金屋町・五枚町・伝馬町の7町であるとわかる。このうち五枚町・伝馬町を除く5町は、寛文7年図の地子町8町の中に含まれていた（表10）。寛文7年図に記載された地子町がわずか8町に限定されるというのは意外な印象をうけるが、田中の見解を敷衍して考えれば、承応3年に登場した地子町7町と寛文7年図の地子町8町は極めて関連が深いといえ、寛文7年までの厳選された地子町は、金沢町夫（2千人）の代銀等を負担する役町であり、本町町人の負担する役銀を本役とすれば半役を負担する町人の居住地、いわゆる「セカ所」に相当すると理解される。しかし、「セカ所」の町名はしばしば変更され、増加もしている⁽⁴⁴⁾。これらを勘案すれば、承応3年の「セカ所」のうち五枚町・伝馬町は寛文7年図では「地子方」つまり地子地に格下げされていたと推定される。その代わり泉町・高道町・山の上町の3町が地子町に加わったのではないか。高道町は「セカ所」になったという記録があり、泉町・山の上町は、「セカ所」になった明確な証拠がないので、さらに検証すべきであるが、寛文7年図の時点で、この3町が「セカ所」であった可能性も十分考えられる。つまり寛文7年図に登載された8つの地子町はいずれも「セカ所」であり、本町とともに町人地として掲載したと考えられないのか。であれば、寛文7年図の町地は、本町と「セカ所」に限定されていたといえる。

これにたいし延宝図では、既述のとおり地子町は40増え全体で約50町となっている。増加した40町の中では「セカ所」になったという伝承・記録のない町が圧倒的に多く、田中の3分類でいえば「地子方」が主体であった。したがって、延宝図で地子町とされた約50町は「セカ所」「地子方」双方をまとめて地子町と記したと考えられる。つまり寛文7年図と延宝図では、同じ地子町表記（朱「町屋」+地子）でありながら、意味付けに違いがあった。寛文7年図は「セカ所」という特別の地子町のみを厳選し地子町表記したが、延宝図では、「セカ所」のほか「地子方」からも地子町を選びだし「地子町」と表記したのである。「セカ所」のほかに「地子方」でも十人組が寛永以後数多く結成され、独自の「町名」を背負う共同組織として認定できれば、地子町として公認していったと考えられる。この点は、文献史料によって別途検証する予定であり展望のみ記した。いずれにしても、地子地の中でもとくに十人組による共同体形成が顕著な町人地を対象に、地子町認定を進めたのが延宝期であったことは間違いなからう。

「元禄9年町肝煎附」の地子町約140と、天明5年の地子町134、あるいは文化8年「町名帳」「町絵図」に掲載された約130の地子町の町名を比べると⁽⁴⁵⁾、極めて近似している。元禄9年には本町のみならず、

[表10] 元禄9年の地子町と寛文・延宝図町域との対比

元禄9年 地子町 町名	寛文 図	延宝 図	元禄9年 地子町 町名	寛文 図	延宝 図	元禄9年 地子町 町名	寛文 図	延宝 図
1 泉町	◎	◎	47 観音町(地子)	×	◎	92 宝円寺門前・同裏門前・同裏門谷	×	▲
2 百姓町	×	◎	48 観音町山の下町	×	◎	93 馬坂下町	×	▲
3 才川懸作町	×	◎	49 観音町古道町	×	◎	94 火除町	×	▲
4 新堅町(七ヵ所)	×	◎	50 金屋町	◎	◎	95 田 町	×	▲
5 枝町(新堅町筋)	×	◎	51 高道町	◎	◎	96 田井百姓町	×	▲
6 犀川小鳥屋町	×	◎	52 山ノ上町	◎	◎	97 吹屋町	×	▲
7 才川荒町(七ヵ所)	×	◎	53 泉町後六斗林町	×	▲	98 母衣町	×	▲
8 牛右衛門橋町	×	◎	54 泉寺町	×	▲	99 主計町	×	▲
9 大工町	×	◎	55 龍徳寺町・長国寺町ほか 寺院上地町6	×	▲	100 織部町	×	▲
10 十九間町	×	△	56 千日町	×	▲	101 愛宕下町	×	▲
11 五枚町(七ヵ所)	×	◎	57 石坂町	×	▲	102 茶屋町	×	▲
12 伝馬町(七ヵ所)	×	◎	58 泉野寺町	×	▲	103 木綿町	×	▲
13 下伝馬町	×	◎	59 犀川川除町(上)	×	▲	104 如来寺前	×	▲
14 横伝馬町	×	◎	60 石浦新町	×	▲	105 橋爪町	×	▲
15 犀川川除町(下)	×	◎	61 木蔵屋敷町	×	▲	106 川端町	×	▲
16 法船寺町	×	◎	62 水溜御歩町	×	▲	107 西養寺町	×	▲
17 帯刀町(神谷町)	×	◎	63 鱗町	×	▲	108 卯辰袋町	×	▲
18 安江木町(七ヵ所)	◎	◎	64 十三間町	×	▲	109 同新坂・一本松など6町:重複あり	×	▲
19 六枚町(七ヵ所)	×	◎	65 後伝馬町	×	▲	110 籠(牢)跡上地・備中上地	×	▲
20 南六枚町	×	◎	66 長門町	×	▲	111 石引町末貝焼場・永原下屋敷出口地子地	×	?
21 専光寺前	×	◎	67 周防(相撲)町	×	▲	112 犀川上新町	×	×
22 鍛冶片原町(七ヵ所)	×	◎	68 出大工町	×	▲	113 笠舞新町	×	×
23 下荒町	×	◎	69 馬場片原町(犀川馬場後)	×	▲	114 大豆田町	×	×
24 折違町	×	◎	70 公儀町	×	▲	115 広岡町	×	×
25 高岸寺前	×	◎	71 犀川油車町	×	▲	116 三社町	×	×
26 鍛冶町(七ヵ所)	◎	◎	72 浄住寺前	×	▲	117 堀川七ツ屋	×	×
27 新堀川町	×	◎	73 穴町(古江上地町)	×	▲	118 堀川々除町	×	×
28 本堀川町	×	◎	74 犀川馬場馬乗拝領地(ほか)	×	▲	119 鍋屋地町	×	?
29 堀川片原町	×	◎	75 高岡町	×	▲	120 新地町	×	?
30 亀淵町	×	△	76 北六枚町	×	▲	121 卯辰に〜ヵ組8町	×	?
31 古餌指町	×	◎	77 鉄砲町	×	▲	122 後金屋町	×	×
32 勘解由町	×	△	78 柳 町	×	▲	123 大衆免三屋町	×	×
33 宗江寺町	×	◎	79 木新保新町	×	▲	124 大衆免片原町	×	×
34 東末寺町	×	◎	80 田丸兵庫上地町など武家上地町4	×	▲	125 心蓮社前	×	×
35 横安江町(地子)	×	◎	81 加藤図書上地町	×	▲	126 浅野町	×	×
36 ☆下鍛冶町	×	◎	82 古道町	×	▲	127 水車町(浅野川)	×	×
37 石引町(七ヵ所)	◎	◎	83 久昌寺前	×	▲	128 中島町	×	×
38 石引横町	×	◎	84 屋瀬町	×	▲	129 浅野町下川除町	×	×
39 石引町後町	×	△	85 屋後上地町	×	▲	130 春日町	×	×
40 とゝめき近所地子町	×	◎	86 ☆白髭前	×	▲	131 大衆免堅町	×	×
41 馬坂上新町	×	◎	87 ☆島田町	×	▲	132 大衆免町	×	×
42 御小人町	×	◎	88 ☆岩根町	×	▲	133 大衆免新町	×	×
43 柿木町	×	◎	89 ☆象眼町	×	▲	134 大衆免下町	×	×
44 天神町	×	△	90 (経王寺近所)土取場	×	▲	135 ☆下浅野町	×	×
45 田井新町	×	△	91 馬坂	×	▲	136 ☆大衆免亀淵町	×	×
46 四丁1〜3番町	◎	◎						

- ・「元禄9年町肝煎付」登載の町名が両絵図に載るかどうかを点検した表。
- ・◎印は地子町として登載、△印は地子町として登載されている可能性が高い、▲印は「地子地」「百姓地」など町地以外の地種で登載、×印は何も記載されないことを示す。

文化8年の地子町の大半が成立していたのである。しかし、「元禄9年町肝煎附」の約140町の地子町のうち約90町については、延宝図の上で地子町として登載されなかった。延宝図の地子町街区の隣接地や外延部等に点在する地子地・百姓地、もしくは新利用地にみられる地子地33筆、百姓地25筆に居住する町人たちの街区が、約90の地子町が展開してゆく空間であり、そこで多くの地子町が誕生したと想定される。絵図作成上の制約により、地子町として表記されなかっただけで、実態としては地子町として登載された約40の地子町と住民構成（町人居住率）や町並み景観において、さほど変化がなかった可能性もある。まさに建設途上の地子町予備軍であった。

延宝元年以後、元禄9年までに地子町化した約90の地子町の位置や範囲を推定してみると大きく2つに分類できる。[表10]に示したとうり、一つは延宝図に地子地・百姓地として記載された城下縁辺部であり、新堅町筋の延長線上に書かれた鱗町・犀川川除町・石浦新町などの境界がこれに該当する（表10の▲印）。もう一つは、延宝図に何の記載もない地域であり、延宝図作成以後に地子地・百姓地として登載され地子町形成に至った所である（表10の×印）。たとえばP区の田井村領に属する百姓地（相對請地）に形成された諸町（田井新町・新地町・牢跡上げ地町・田井百姓など）、S区の山の上村・神宮寺村領に属する大衆目地区の諸町などがこれに該当する⁽⁴⁶⁾。

以上から延宝～元禄期は「七カ所」以外の地子町が地子方から析出され、これまで一般的に認識されている「地子町」として公認されていた時期だと理解できる、こうした点は、地子町の範囲や町名に関する検証をさらに緻密に行い、より確かな実証を行う必要があるが、すべて別の機会に譲りたい。

結 び

寛文7年図と延宝図を比較した結果を4節にわたり考察してきた。延宝図の上に投影された寛文後半期の城下町変容の動向は、（1）与力町新設に象徴される新利用地の外延的拡大、（2）城下内部における土地細分と地種変更による組地・町地の再編、という二つの面から、その特徴をおさえられるが、（3）与力町新設は組地再編・拡大の一環として注目される都市開発であり、この時期の都市政策を代表するビッグプロジェクトであった。（4）同時に行われていた土地細分化・地種変化による安易な組地確保策とは対照的であったことも指摘した。他方で、城下町の2割くらいの敷地で地種変化がおきたが、土地細分化を伴う例が多いことを確認したうえで、（5）とくに地子地の地種変化によって地子町の急増、組地倍増といった変化がおき、（6）延宝図成立直前に、藩の地子町に関する認識変化もしくは政策変更があり、「七カ所」以外の地子町（従来の地子方）が広く公認され延宝図に登載されたこと、（7）その結果、元禄9年までに約140の地子町が形成される大きな波動がおきたことを予測した。上記の城下町変容が、寛文後半のわずか6年間に起きたわけだが、それを促したのは周辺農村から城下町に向かう人々のエネルギーであった。

両絵図比較から判明した城下町の変容ベクトルは上記のごとく理解できたが、両絵図それぞれの描く景観の意味は、次のように総括できる。

寛文七年図は、寛永末期までに形成された初期金沢城下町の達成を平面景観に描き出す信頼のおける絵図資料であり、延宝図は、寛文期に到達した城下町金沢が元禄期にかけて新たな発展と変容を始めたことを明瞭に示すものであった。17世紀後半に出来た城下町金沢の姿は19世紀中葉まで基本的に維持されたと指摘されているので、両絵図を通して城下町金沢の近世300年における全体的な景観が理解できる。つまり、寛文七年図で寛文以前の初期の城下町形成史を推定でき、延宝図によって元禄以後の城下町発展のうねりの方向性が想定できる。両絵図を駆使することで、城下町金沢の大きな変化のうねりが展望できるのである。

さて本論で考察した本町の組み替え、地子町の公認と急増は、寛文初年に始まる5代綱紀による新たな城下町政策の反映と理解しなければならない。城下町縁辺部での城下拡大については従来、相

対請地拡大の問題として研究されてきたが、上記のごとく組地の再編拡大、地子町の外延的発展、地子地を機軸に進んだ城下町変容という視点からも考察する必要がある。地子地に居住する町人たちの生業が安定し、共同組織（十人組など）を作り一定の発言力をもってきたことを背景に地子町が急増したと考えられるが、この点を確実な文献史料で実証することも、今後の課題である。こうした課題を果たすことで、延宝～元禄期は、地子町が藩によって広く公認された時期であり、いわゆる本町・地子町・相對請地の3地種に町人地が編成されるに至った経緯が明確となろう⁽⁴⁷⁾。また元禄9年の地子町リストの意義もより正確に認識されるであろう。

〔註〕

- (1) 解読した文字データそのものは膨大であり、惣構内部(A-J区)で、両絵図合わせ、のべ726件、惣構外部(K-S区)で、のべ3425件、合わせて4151件(表3に示した合計は、寛文図・延宝図それぞれの集計数)に関し人名・地種(土地利用)情報を地番ごとにデータ化した。このうち人名記載のある1765件(寛文図)と1806件(延宝図)については、「寛文11年侍帳」との照合を基本に身分評価を行い、加賀藩士の身分階層ごとの分類も試み、両絵図の間の変化に関しても6つの分類指標をデータに加えた。このように作成者側が分析的な視点をもって、単なる文字情報に一定の評価を与え分類を行うとき、資料作成上の「バイアス」(偏向)が当然生じる。そのようなバイアスは、使いやすいデータベースにつきまとう「原罪」のようなものであり、どのような史料評価にもとづき分類したのか具体的に示すことがデータ提示において不可欠である。将来この解読データが改善・改訂され、より有効に活用されることを望む立場から、前号および本号のデータ解説(資料紹介)や拙稿で出来るだけ丁寧にデータ評価の手法や分類手法を説明したつもりである。それゆえ、8号収録の関連論稿や本号の資料紹介も参照されたうえで本論を読んでいただければ、より正確に理解されるはずである。なお「延宝図」掲載人名の紹介や、解読データ全体の公開については、将来の課題と考えている。
- (2) 6つの分類指標は、後掲の資料紹介「『寛文七年金沢図』の人名データⅡ」で詳しく解説を加えた。
- (3) 田中喜男1966『城下町金沢』日本書院(1983年改訂再刊、弘詢社)、田中喜男1977「城下町の成立・変容」『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社、田中喜男1978『加賀藩における都市の研究』文一総合出版、田中喜男1986『幕藩制都市の研究』文献出版。これらの中で「城下町の完成」「金沢町の形態的完成」という節タイトルを掲げて寛文・延宝期の性格を論ずる。
- (4) 高澤裕一・中野節子1985「城下町金沢の成立」(喜内敏編『金沢城と前田氏領内の諸城』名著出版)は、寛文～元禄期における御用地による農地収用(減少)にむしろ注目した。
- (5) 寛文5年3月「足軽屋敷御用地の替地打渡状」(『金沢市史』資料編9)など。この打渡状は藩が足軽組地を接収した証文であり、泉野村の百姓地1万827歩余が足軽屋敷の御用地として藩に接収され、その替地として地子銀を受けるようになったことがわかる。
- (6) 寛文元年3月の相對請地勝手令(『改作所旧記』上)により、武家も寺社も百姓地を相對請することが容認されたが、寛文6年8月の相對請地制限令(『加賀藩史料』4)で、藩士による百姓地の相對請は藩へ申請し年寄衆を経て藩主から許可が出ないと公認されないことになった。しかし、公認されれば、百姓地を御用地同様の武家地として利用でき地子負担を行ったが、その具体相については別途論じたい。
- (7) 相對請地での地子銀は文政4年までは、個別に利用者から村に納付したが、文政の相對請地繰り込み以後、藩関与となり町会所から村方への一括納付に移行されたという(田中喜男1955)。なお寛文6年の相對請地制限令について、田中喜男は相對請地禁止と評価したが、高澤前掲1985で批判し、制限令とみるべきだとした。制限令とみる見方が定着しているが、さらなる論点整理も必要であり、その一端は2010年の五学会記念講演「城下町金沢からみた加賀藩社会」で披露した。別途論じたい。
- (8) 「改作所旧記」下編。宝永4年の普請奉行からの地子銀高に関する諮問への十村6人の返答書。
- (9) 寛永13・14年「小立野寺屋敷収用につき替地打渡状」、寛文10年「田井村領御用地収用につき銀詰替歩の通達」など(『金沢市史』資料9:1編3章3節「御用地・相對請地」)。
- (10) 森田平次著・日置謙校訂『金沢古蹟志』上・中・下(歴史図書社1966再刊)。底本は明治24年に脱稿した34巻本。
- (11) 『加賀藩御定書』上編(巻4:普請会所御定書)。

- (12) 明組与力は「明知組与力」の略称であり、明知組与力については『加能郷土辞彙』の説明が詳しく、寄親に付与した与力知が藩の裁量下に置かれたとき「明知」とされた。つまり、藩の直轄した明知から与力知を得る者が明組与力である。
- (13) 綱紀の巳3月令で、与力知行は原則100石とする（特例でも300石が上限）、自分開立与力は与力知の3分1以下とする（あとの3分2は藩主の裁量で登用）などと制約をうけた。貞享年間に本組与力が登場し、明組とともに公事場など特定の役所に属し役方の専門実務に就いた（加能郷土辞彙・金沢古蹟志）。
- (14) 『加賀藩御定書』上編（巻4：普請会所御定書）。
- (15) 寛文5年7月「与力屋敷御用地につき替地覚」（天神町 田中家文書）、寛文6年10月「田井村御用地替地地子銀請取につき肝煎書付」（「改作所旧記」上編）によれば、寛文5年春から田井村・上野村の農地を御用地として接収、年末には地子銀が支払われていた（『金沢市史』資料編9）。なお寛文8年4月の普請会所書面によれば山崎領分の550歩も「惣与力屋敷御用」地として接収された（改作所旧記）。
- (16) 「国事雑抄」巻7（同上偏271頁）。『金沢古蹟志』与力町の項目にも掲載。
- (17) 「菅家見聞集」「国事昌披問答」（金沢古蹟志）。
- (18) 『金沢古蹟志』。なお同書によれば寛文5年より天神道の上から馬坂までの崖地は除地として公認、田井村の高1石4斗9升を寛文5年から引高としたことも紹介する。この除地（がけ地）と与力屋敷の境目に松やさんかちの木を植えさせ垣根とした（郡方旧記・国事雑抄）。寛文9年には与力町の後通りの除地、幅3間に290間余の植樹帯を設け松390本を3月25日より植えはじめ、4月頃にも400本植えた（改作所旧記）。以上から寛文5年から寛文9年まで整備が続いていたことがわかる。
- (19) その内訳は、P6区の与力地が小姓組土屋敷に入れ替わり、またQ13区の与力地も1筆、下土屋敷に変化し与力地が2件減り、71件の新たな与力地増加があった結果69増となった。
- (20) 「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」（加越能文庫16・35-2）。同書に載る延宝3年3月4日「年寄中申渡書」でも、与力屋敷は小立野と泉野の2カ所に決めたので「時々窺いに及ばず、両所にて相渡す」と指令する。なお、「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」に延宝～元禄期の武家地管理法令が多く収録されており、その与力関係事務処理記録から、延宝3年以後の与力屋敷拝領手続きがわかる。それは、i）寄親から与力中の屋敷拝領願を提出⇒ii）藩主による与力屋敷下付の公認⇒iii）与力裁許中から「小立野・泉野両所にある明屋敷を拝領したい」という書面が普請会所あてに発行され、出願与力はこの書面を普請会所に持参⇒iv）与力はその場で「御屋敷請取帳」に判を押し、屋敷拝領の手続きは終わる。なお、屋敷地の「打渡」（地積調査）は不要とされた。
- (21) このほか如来寺に近いQ17区の「百姓地」やQ15区の「土取場」を分筆し与力屋敷12筆を設置した。こうした苦肉の努力で32筆の与力地が追加された。
- (22) 前掲「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」。
- (23) 分筆のあった140地番のほか、1筆に連名記載のある地番が17地番あり、分筆した地番のようにみえるが、これは除いた。
- (24) 分筆数の内訳は、本号の資料紹介の80頁において一部を掲げた。
- (25) 江戸中期以後、藩士の知行高が細分化された動向は『金沢市史』通史2の拙稿でふれる。
- (26) 寛文～元禄期における御用地は17万歩以上あり、組地・武家地・寺社地・地子地などに利用された御用地の代償は、藩から村に支払う「替地地子銀」で行った。その原資は地子地から徴収される地子銀であった（前号木越論文）。御用地の拡大とともに支払うべき地子銀高も大きくなっており、地子地を減らすわけにいかない藩の台所事情が想定できる。
- (27) 田中喜男1960「近世武家奉公人資格規制の変遷過程」（『日本歴史』145）、高澤裕一1966「多肥集約化と小農民経営の自立」（『史林』50—1・2号）、田中喜男1978、木越隆三2008「近世大名による家中奉公人確保策」『日本近世の村夫役と領主のつとめ』8章、校倉書房。
- (28) D区にある新町の内惣構崖地に接した地点に住む医者玄古の屋敷が本町化したものである。近隣の新町在住本町住民の敷地拡大に伴うものか、玄古が藩医から本町町人化した結果と考えられる。
- (29) 130地番のうち4地番（L4-52、P13-34、S9-8は2分割、P4-7は3分割）が分割により9地番に増えたが、P4-7の3分割の中に本町記載の追記があるので、これはここでは増筆と認めないことにしたので2分割と評価した。その結果4地番が分筆で8地番に増加したと理解でき、延宝図の旧本町地は

134 街区となる。

- (30) 本町地の増減内訳は〔表 9 B・C〕の通りであるが、地子町に格下げされた本町（表 9 C の 12 街区）を個別に検証すると、山の上町北端の S 14 — 1 街区は周囲の状況から「地子」という文字の記入忘れと推測でき、P 13—34・37 番地の 2 街区はのちの天神町となる街区であり、寛文 7 年以前に本町であったとは考えにくいことから、これらは記載ミスの疑いが濃厚である。このほか P 14—1 も記載ミスと推定される。したがって本町から地子町に格下げされた街区は 8（寛文図基準でいえば 6）とみられる。なお観音町筋（S 9 の 4 街区と S 16 の 1 街区）や堅町・新堅町の町境（L 4—52）、宝円寺門前付近での地子町化（Q 5・6）は記載ミスではなく、本町と地子町の境目を明確にする中での入れ替えとみられる。
- (31) 後掲の「元禄 9 年町肝煎附」には、本町でも横安江町がみえ、地子町の横安江町もあった。町役負担の町人と地子銀だけ負担する町人とが別々に支配をうけたのであろう。
- (32) 金沢市立玉川図書館叢書（一）『金沢町名帳』1993、同（二）『金沢町絵図』1998。前者は伊奈家旧蔵書、氏家文庫・大友文庫（いずれも金沢市立玉川図書館蔵）の「金沢町名帳」を底本として翻刻したもので、後者は伊奈家旧蔵・大友文庫・成巽閣旧蔵の金沢町絵図を翻刻したものの。
- (33) 『加賀藩御定書』巻 7 町会所御定書（『加賀藩御定書』上編 190 頁）。
- (34) 「元禄 9 年町肝煎附」の 161 町の中には、卯辰に組～卯辰か組という 8 町、「どどめき近所地子町全部」「永原左京出口地子地」「石引町末貝焼場」「宝円寺裏門谷」「犀川馬場馬乗拝領地」など町人共同体が成立していたか疑問となる町名があった。同一町名を上・下 2 ヲ所に分けて掲載した町もあった（4 町）。こうした約 20 の町名については文化 8 年町名帳などに見えないことから、ここで考察する地子町にあてはまらないとみて除外、「元禄 9 年町肝煎附」の地子町数は約 140 とした。また、「元禄 9 年町肝煎附」の本町数は 39 であったが、寛文図の記載からみて塩屋町・石浦町が脱漏しているので 40 を超えるとみた。下今町・中町も記載されてない。上今町の中に含まれているかもしれないが消滅した可能性も高い。こうした点を踏まえ本町数は約 40 町とみた。
- (35) 島村昇・増田達男 1986「金沢城下絵図における藩政期の居住空間とその変化について」（日本建築学会北陸支部研究講演梗概集：昭和 61 年 6 月、日本建築学会大会学術講演梗概集：昭和 61 年 8 月）、増田達男 2006『『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造』（『年報都市史研究』14 号）。
- (36) 田中喜男 1986（3 章）で、寛永 14 年の本町書上と元禄 9 年の本町を比較検討し、寛永大火後の町割で本町 27 町もしくは 40 町の骨格が成立したことを指摘する。役負担の書き上げにみられる 27 町と「元禄 9 年町肝煎附」の本町 39 を比べると、①近江町を上近江町・下近江町に分割する、あるいは堤町を上堤町・下堤町・横堤町に分けるというように当初の本町を拡張・分割したケース、②惣構内部に存在した寺社地を惣構外部に移し跡地を本町としたケース、③寺社門前地を本町と認定する、以上の 3 つほどの要因で相異がおきたとみられる。この 3 つの増加理由を勘案すれば本町数は約 40 であったとみることができ、町名の把握単位設定の仕方による違いであったといえる。
- (37) 木越 2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」（『金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 保存調査報告書』2 章 1 節 金沢市）。
- (38) 前掲田中喜男 1978、同 1986 など。
- (39) 「金沢市中旧記」に収録する「古案記」（加越能文庫蔵）
- (40) 「金沢市中旧記」に収録する「町年寄席旧記抜萃」（加越能文庫蔵）
- (41) 「国事雑抄」上偏（138 頁）
- (42) 「金沢市中旧記」に収録する「町年寄席旧記抜萃」（加越能文庫蔵）
- (43) 慶長 7 年の地子肝煎 7 人について、彼らの業務は「地子方」居住町人からの地子銀徴収であったと解釈し直し、「地子肝煎」イコール「地子町裁許肝煎」とみるのは早計であったと自身の過去の所見を訂正する（田中喜男 1986）。
- (44) 「七ヶ所」に関し『加府事蹟実録』『越登賀三州志』『加能郷土辞彙』などは袋町・博労町・今町・河原町・大工町・堅町・石浦町の 7 町を利長時代に「半役町七ヶ所」と設定したとするが、いずれも寛永 14 年までに本町になった町であり時期については検討が必要。承応 3 年・寛文 7 年の七ヶ所に、新堅町・十三間町・犀川荒町・鍛冶片原町・六枚町を加え、泉町と山の上町を除くと元禄 3 年の七ヶ所 13 町となる。その後、この 13 町に十九間町・御小人町・観音町・石引町後町の 4 町が加わり文化 13 年の七ヶ所 17 町に至る（田

(A
S)



□地区別解説：城下町の19地区区分表

・木越隆三「『寛文七年金沢図』の藩士配置と都市計画」（『金沢城研究』8号）による。

<内惣構の内側>

A区（兼六園地）：元禄9年まで横山・奥村宗家などの重臣屋敷地。

B区（堂形）：寛永以来、馬場・米蔵が置かれ、御貸屋も置かれたこともあった。

C区（西町口付近）：城の奥向に出入りする藩医・女中ほか側仕えの家臣の屋敷地が目立つ。

D区（大手前筋）：前田対馬および万治以前に新丸にいた津田玄蕃家・富田越後家などの重臣屋敷地。

E区（公事場付近）：岡嶋家など城内にいた重臣の屋敷などが並ぶ。

<外惣構内：内惣構外>

F区（堂形前：南部）：人持組クラスが並ぶ。「千石町」があった区域も含む。

G区（高岡町辺：西部）：上士・平士が混在する、典型的な武家地。高岡町が大半占める。

H区（彦三辺：北部）：不破彦三の名前にちなむ彦三1番町～5番町や母衣町が大半を占める。

I区（味噌蔵町辺：東部）：小姓組士が多く、組外の小瀬家・本阿弥家また千宗室なども住む。

J区（小将町辺：南東部）：小姓組頭の脇田家はじめ小姓組士が当初集中した平士居住区。

<惣構外部>

K区（小立野台地南部）：武家地（奥村家・大音家などの下屋敷含む）と寺社が多い地区。

L区（小立野台地下、本多町周辺）：本多家下屋敷が大半を占めるが組地や地子地も多い。

M区（旧犀川中州地域：菊川から法船寺付近）：組地・地子地が多く、本町も目立つ地区。

N区（西部、長町・長土塀地区）：藩士の武家屋敷が圧倒的に多く、本町なし。

O区（駅周辺、東西別院付近）：町地・武家地・寺社地が混在する地区。

P区（小立野台地下、横山町付近）：御小人組地があり、本町・武家地・下屋敷なども多い地区。

Q区（小立野台地北部）：武家地・寺社が多いが、寛文期に与力町を建設した点が特徴。

R区（犀川以南部）：武家地が極端に少なく、寺院と足軽組地で過半を占める。

S区（浅野川以北部）：北国街道の西側は武家地、東側の山麓は寺院と町人地が集中。

中喜男 1966、『稿本金沢市史』。七カ所の変遷についてさらに検証が要るが、承応3年から元禄3年に「七カ所」が固定される傾向もみえる。

- (45) 文化8年の町数約170には本町40が入っているので、本町を除いた町数は130程度であり、大半は元禄9年の未熟な町名を除いた140の町名と一致する。
- (46) この点は表10で概要を紹介するにとどめた。地図上で明確に示し、その根拠を解説するには、紙数に余裕がないので機会を改めたい。
- (47) 本町・地子町・相對請地の3地種分類は城下町の町地分類として広く利用されてきたが、本町・地子町は役負担にもとづく町人地の分類である。これに対し、相對請地は百姓地の特殊な利用状態を示す語であり、拝領地・御用地という用語に対応するものである。これを並列に使うと誤解を招きやすい。この点は別稿で詳しく指摘したい。

〔図1〕 与力町の宅地割図（破線内の95筆を対象にする）

■ は奥行16間で面積160～240歩の宅地	55筆
■ は奥行不定で面積160～240歩の宅地	31筆
□ は面積250歩以上315歩未満の宅地	9筆

